

合同会社ラボリ感染対策のための指針

代表社員 太田悠史

【感染対策に関する基本方針】

合同会社ラボリは、障害のある方やお子様の支援を行っている法人です。

感染症に対する抵抗力が低下している持病のある障害児者や、重度の障害があることや年齢の低いことにより感染対策への協力が難しい障害児者が、集団で活動、生活する場であることから、感染が広がりやすい環境にあることを認識しなければなりません。

このような前提にたって当法人が設置する施設において、感染症及び食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、常日頃からの感染予防に心掛け、感染症が発生した場合には、敏速かつ適切な対応を図ることが求められます。

そこで、それぞれの施設における感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本的な考えを理解し、施設全体で感染症予防、まん延防止に取り組むこととします。また、有事に備えて定期的な研修や訓練を行っていきます。さらに、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（感染症予防対策委員会）を定期的開催し、結果について従業者に周知徹底を図っていきます。

【注意すべき主な感染症】

障害者施設において、予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、以下のものが挙げられます。

- (1) 利用者及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症 集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等
- (2) 健康な人に感染を起こすことは少ないが、感染抵抗性の低下した人に発生する感染症集団感染の可能性がある感染症で、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等の薬剤耐性菌による感染症
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症 基本的には、集団感染に発展する可能性が少ない感染症で、肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎） 等

【平常時の対応（標準予防策）】

(1) 施設内の衛生管理

施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、厨房、食堂、トイレなどの整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓に心がけ、換気、清掃、消毒を毎日実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持

に努めます。

(2) 支援・介護・看護ケアと感染症対策

支援・介護・看護の場面では、職員の手洗い、うがいを徹底し、マスクを着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では、伝い捨て手袋や防護服、エプロン等を使用し、細心の注意を払うと共に、適切な方法で対処します。また、利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

(3) 外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止を図ります。

【感染症発生時の対応に関する基本方針】

感染症や食中毒が発生した場合、施設は、利用者の生命や身体に重大な影響が生じないよう、利用者の保護及び安全の確保等を最優先とする必要な措置を講じることに最善を尽くすことを基本方針として、迅速に次のことを行います。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 行政への報告
- (5) 医療機関との連携

施設長は、次のような場合には、敏速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い、発生時の対応などの指示を仰ぎます。

※報告書式は、都道府県・市町村の指定様式とします。

＜報告が必要な場合＞

- ア. 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が一週間内に2名発生した場合
- イ. 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ. ア及びイに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

＜報告する内容＞

- ア. 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
- イ. 感染症又は食中毒が疑われる症状
- ウ. 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

※なお、嘱託医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行うこととします。

【感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割】

施設内において、感染症・食中毒の予防、まん延の防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

＜施設長＞

- (1) 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任者
- (2) 感染症発症時の行政報告

＜支援・介護職員＞

- (1) 各マニュアルに沿ったケアの確立
- (2) 看護職員、栄養士、調理員との連携
- (3) 利用者の状態把握
- (4) 衛生管理の徹底
- (5) 経過記録の整備

＜サビ児管・主任＞

- (1) 嘱託医師、看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策の強化
- (2) 緊急時連絡体制の整備（行政機関、施設、家族）
- (3) 発生時及びまん延防止の対応と指示
- (4) 経過記録の整備
- (5) 家族への対応（連絡等）
- (6) 各職種別教育

＜看護職員＞

- (1) 嘱託医師、協力病院との連携の強化
- (2) ケアの基本手順の教育及び周知徹底
- (3) 衛生管理、安全管理の指導
- (4) 外来者への指導
- (5) 予防対策への啓発活動
- (6) 早期発見、早期予防の取り組み
- (7) 経過記録の整備
- (8) 職員への教育

【感染症予防対策委員会の設置と役割】

施設内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における対応が迅速に行われ、かつ、利用者及び家族に最善の対応を提供することを目的として、感染症に係る管理体制を施設全体で取り組むため、感染症予防対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置します。

2 委員会は、各施設の施設長、サビ児管、看護職員、生活支援員等で構成します。施設によっては栄養士、機能訓練指導員及び相談員も含まれます。必要に応じ、産業医に対して参画を要請します。なお、感染症対策担当者は看護師が受け持つものとします。

3 委員会は、毎月1回定期的に開催し、感染症の予防等の検討を行います。また、感染症発生時等において、必要に応じ、臨時委員会を開催します。

4 委員会の役割は、次のとおりとします。

- (1) 施設内感染症予防対策及び発生時の対応
- (2) 感染症対応マニュアル、食中毒予防マニュアル等の整備・更新
- (3) 利用者及び職員の健康状態の把握
- (4) 感染症発生時の施設内連絡体制及び行政機関、関係機関への連絡体制の整備
- (5) 施設内感染対策に関する職員への啓蒙（周知・徹底）
- (6) 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の策定及び実施（年2回以上）
- (7) 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

【職員研修に関する基本方針】

施設の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発とともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を感染症予防対策委員会の企画により、次のとおり実施します。

- (1) 新規採用者に対する研修 新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。
- (2) 定期的研修 感染対策に関する定期的な研修を年2回以上実施する。
- (3) 訓練（シミュレーション） 施設内に感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施します。

【利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針】

この「感染症対策のための指針」は、利用者及び家族の求めに応じていつでも施設内に閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページ上に公表し、いつでも利用者及び家族が閲覧できるようにします。

【感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育】

支援・介護に携わる全ての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図ると共に、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り、職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育・研修（年２回以上の実施）
- (2) 新任者に対する感染症対策研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

【職員の健康管理】

- (1) グループホームで夜勤を行う職員は年２回、他職員は年１回の健康診断を実施します。インフルエンザの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行います。
- (2) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため、完治までの間、出勤停止等の適切な処置を講じます。

附 則 この指針は、２０２２年 １月 １日から施行する。

附 則 この指針は、２０２５年 ２月 １日から施行する。